

経済産業省 令和3年度補正予算
経済連携協定関連ツール開発実証事業

「FTA活用のための原産地証明デジタルツール実証事業」実施報告

紙パルプ業界

日本紙類輸出組合 今村 堅志 様



業界単位の
先進的な取組



紙パルプ業界とEPA

紙パルプ業界は、私たちの仕事や日常生活において最も身近な産業の一つです。新聞紙、印刷用紙、段ボール、トイレットペーパー、ティッシュペーパーなど様々な紙製品があり、最近は再生された紙、古紙の再利用への注目が高まっています。

東京共同会計事務所が運営するEPA相談デスクは、日本紙類輸出組合様よりご依頼いただき、EPAに関するセミナーを実施しております。TPP11やRCEPといった協定の発効状況や、古紙から段ボール原紙を作るというサンプルを用いた原産地証明の方法を説明いたしました。今回は、そのセミナー実施にご尽力くださった日本紙類輸出組合の今村様にお話を伺いました。



引継ぎやOJTによる知識習得をマニュアル化

紙パルプ業界の方々を対象に実施させていただいたアンケートやヒアリングでは、EPAの原産資格調査に必要な知識習得は前任者からの引継ぎ、OJT、自分で調べたという回答が9割近くありました。

今村様：

今回実証事業において作成された紙パルプ業界向けマニュアルは、概要編、実務者編（輸出者編、生産者編）に分けられており、関税削減によるEPAのメリットや実際の手続き方法が解説されていて、**業務に沿った内容となっております**。また、品目ごとの関税率を一覧にした表を付属し、メリットが分かりやすいようになっています。そのため、会員企業の知識習得に活用に役立つことから、**会員企業様にはPDFとして配布しておりますが、印刷もして配布する予定です**。他の業種の皆さんにも是非印刷をお勧めいたします。

紙パルプ業界の例

EPAは、海外勢と戦うための必須道具！！

輸出品

製品	: 上級印刷用紙	HSコード	: 4802.55.69
輸出先	: バトナム	協定	: CPTPP入定
FOB価格	: 450万円/出荷		

開港税削減効果

もともとの開港税率 支払うべき開港税額	: 20.0% 90万円
<日本から輸出時> CPTPPを利用 支払うべき開港税額	: 0% 0円
日本でトランジットする場合 支払うべき開港税額	: 1% 4万5千円

複数国から輸出した場合の税率

※上記データは、東京共通会員事務所・東京共同トレードラインズが実施しているものと zwar. 一般的な数値を算出したものです。
©2023 Tokyo Kyodo Trade Compliance Co., Ltd.

R Research 原産資格調査の依頼

STEP1 生産者へ依頼を送信しよう！

用語解説

CTCコードとは
日本独自の開港税削減基準と呼ばれ、産業とその商品の材料のHSコード別に税率が異なれば、実施的立替税と工手料が付加され、構成部材の関係先や中間卸し販売者、原産地記載のHSコードもしくは3桁税別表示されます。

CC 他の場（上二桁）の材料からの変更	産品・材料のHSコード上二桁のみ、一枚でも番号が異なる
CTH 他の場（上二桁）の材料からの変更	産品・材料のHSコード上二桁のみ、一枚でも番号が異なる
CTS 他の場（上六桁）の材料からの変更	産品・材料のHSコード上六桁のみ、一枚でも番号が異なる

CC : Change of Chapter
CTH : Change of Tariff Heading
CTS : Change of Tariff Sub-Heading

*産品を構成する全ての材料のCTCコードを揃えている必要があります。ただし、デミスマルクを利用できる場合は、例外的にOKです。

例：CTH（場（上4桁まで））の場合
対象品：印刷用ローラー墨と、その全ての材料（木材チップ、薬品等）のHSコードを比較します。
対象品から対象品のHSコードへ、協定税率基準の必要な税別の変更が認められるため、対象品は原産品であると認められます。

場（上4桁まで）
HS: 4401.21
木材チップ

場（上4桁まで）
HS: XXXX.XX
薬品XX

HS: 4802.55
上級印刷用紙

製造

日本で十分に加工されたと認められる

販売

紙パルプ業界向けEPA原産資格調査に関する運用マニュアル
FTA Port「業界別EPA運用マニュアル」 <https://jaftas.jp/industry/>
日本紙類輸出組合のホームページでも紹介されています
http://www.jpeta.or.jp/?page_id=367

普段使用している言葉でHSコードをふわっと検索

アンケートやヒアリングでは、HSコードの分類が難しいという声もありました。その理由の一つに、普段使用している品名とHSコード分類上の品名が異なり、検索ができないという状況があります。

今村様：

組合統計分類品目に該当するHSコードは整理していましたが、紙パルプ業界での品名とHSコードの品名が結びついていませんでした。具体的には、業界用語の「アート紙・上質コート紙」などが、HSコード分類上の「カオリンその他の無機物質を塗布した紙・板紙」であったり、紙パルプの原料の古紙については原料の規定が明確ではない部分があり分類が難しい点があります。これを解消するため、組合員と業界団体が協議した上で作成した業界用語とHSコードの品名の紐づけをし、HS LABでの検索ツールにしました。

EPA活用分野の広がりに期待

今村様：

紙パルプ業界の今後の展望につきましては、近年段ボール原紙や紙おむつなどの衛生用品の輸出が増加しており、EPA活用の分野が広がると思われます。

また、例えば、ベトナムの塗工印刷用紙輸入シェアにおける各国のシェアの動向について、EPA税率とMFN税率の相関を見ることによってEPAの利用状況の把握に繋げられればと考えております。

まとめ

今村様には、EPAの知識や情報の習得ツールとして業界マニュアルやHS LABのコンテンツについてお話をいただきました。

また、実証事業期間中のヒアリングでは、紙パルプ業界ではEPAは国際競争において検討の土台に乗るために活用必須というお話を何度も伺いました。アンケートに回答いただいた全ての輸出企業がEPAを活用しているという結果も出ており、EPA活用度の高さが分かります。輸出者兼生産者であれば社内で原産資格調査を実施できるものの、輸出者が商社である場合には、生産者との連携が重要なポイントとなります。生産者から正しい回答を得るため、また、生産者が適切な管理を行い、サプライチェーン全体でコンプライアンス確保に取り組むためにはEPAに対する正しい理解と協力体制が必要となります。

業界マニュアルと共に掲載している標準フォーム2「依頼・回答シート」は、生産者が原産資格調査を行うために必要な情報や原産資格調査で使用した書類の保管期間、検認時の協力依頼など輸出者から生産者へ伝えるべき事項を記載しています。EPA活用を推進する一方で、この機会に原産資格調査においてコンプライアンスを意識した生産者との連携を実施できているかどうか、標準フォームを参照しながら、今一度確認してみてください。

標準フォームについて知りたい方は、こちらをご覧ください。

EPA/FTA活用のための「標準フォーム」

https://jaftas.jp/epamanual_form/